追浜中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和２年４月１日

１　いじめ防止等に向けた基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。(平成 26 年 4 月 1 日策定)

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、いじめの防止のための取組の改善を図ります。

２　いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ対策会議」を設置します。

学校の教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに「学校防止対策委員会」に報告し、組織的に対応します。

『いじめ対策会議』

学校内		学校外
氏名	役職	役職
前島　光	校長	学校評議員
高橋　日出夫	教頭	地域代表 4 名
髙橋　拓也	生徒指導担当 総括教諭・1 学年主任	
大谷　理恵	養護総括教諭	
	支援教育コーディネーター	
田川　裕之	総括教諭・3 学年主任	
原　真一	総括教諭・2 学年主任	
杉浦　翔太	教諭・生活指導グループ長	
網野　智章	スクールカウンセラー	
村松　貴子	登校支援相談員	

〈会議の開催形態〉

① 「校内いじめ対策会議」（日常的な関係者の会議）

生徒の問題行動等に係るに情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。原則として、月１回開催します。

〈活動内容〉

・いじめ対応への検討・対応方針の決定

・いじめ相談・通報対応

② 「いじめ対策会議」全体会

外部関係機関を含めたすべての構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。原則として、年２回開催します。

〈活動内容〉

・いじめ防止等の取組の検討・検証

３ いじめの未然防止

ア いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。

イ 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。

ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

エ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めます。

オ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。

カ いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

４　いじめの早期発見

ア　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやけんか、ふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

①休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子の把握

②個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等による把握

イ　生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努めます。

① 相談窓口の周知

追浜中学校　相談室：046－866－3190

横須賀市教育委員会　こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番：0466-81-8111

② 保健室だより、相談室だより等の発行

③ 教育相談週間

Ⅰ．　6 月 29 日～ 7 月 13 日

Ⅱ．　12 月 7 日～12 月 18 日

④ スクールカウンセラーの活用

ウ　定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況を客観的な把握に努める。アンケートについては、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫します。

学校生活アンケートの実施　　年 2 回（6 月、12 月）

５　いじめへの対処

ア　発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

イ　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ちます。

ウ　いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

エ　いじめを受けた指導生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認めら

れるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。

オ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

カ　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようと言う態度を育むようにします。

キ　インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。

ク　特に配慮が必要な児童生徒に係るいじめについては、当該児童生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行います。

ケ　具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6　重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対処を行います。

ア　重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。

イ　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。

ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ　上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。